

## 障害者である職員の任免状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 40 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働省新潟労働局に通報した障害者である職員の任免状況を公表します。

なお、胎内市は法第 42 条の規定による特例認定を受けているため、教育委員会に勤務する職員を市長部局に勤務する職員とみなし、認定地方機関として合算して通報しています。

【令和 4 年 6 月 1 日現在】

	(1) 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員の数	(2) 障害者の数	(3) 実雇用率	(4) 法定雇用率	(5) 不足数
<b>胎内市</b>	<b>517.0 人</b>	<b>13.5 人</b>	<b>2.61%</b>	<b>2.6%</b>	<b>0.0 人</b>
(市長部局)	359.5 人	12.0 人	3.34%	2.6%	0.0 人
(教育委員会)	118.5 人	1.5 人	1.27%	2.6%	1.5 人

- (1) 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
- (2) 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1 人を 0.5 カウントとしています。
- (5) 欄の「不足数」とは、(1) 欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1 未満の端数切捨て）から (2) 欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが 0.0 となることをもって法定雇用率達成となります。そのため、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が 0.0 となることがあり、この場合法定雇用率達成となります。